

## 「広島県青少年健全育成条例」一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

- インターネット利用の低年齢化等を背景に、SNS で知り合った相手と会って被害に遭う事例や、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる等の被害が高校生等を含む若年者に多発している。
- こうした現状に対し、刑法において、16 歳未満に対する面会要求罪（映像送信要求罪を含む。）が設けられ、また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律において児童ポルノの製造は処罰されるものの、提供要求行為の禁止規定はないことなどを踏まえ、18 歳未満の青少年を保護する観点から、被害の未然防止を図るための規制及び罰則の新設を行った。
- また、青少年がインターネットを介した被害に遭うことを防止するため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の規定を補完して、保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合における具体的な手続規定を設ける等、フィルタリングの利用促進を図るための所要の改正を行った。
- 併せて、本条例は、青少年の健全な育成を図ることを目的として、そのために、健全育成を阻害するような有害な社会環境や行為から青少年を保護する責任を大人に求めるものであり、違反行為をした青少年を罰することは条例の本旨ではないため、青少年（18 歳未満）への罰則適用について見直した。
- その他、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名及び引用条項を整理した。

### 2 改正の内容

#### (1) 青少年の性被害防止対策の強化

##### ア 淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制

青少年（18 歳未満）に対して淫行・わいせつ行為（条例第 39 条）を行うよう勧誘、又は強要することを禁止する規定を新設。

【罰則】 規定に違反：6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

##### イ 性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制

青少年（18 歳未満）に対する性的な画像等（児童ポルノ禁止法の児童ポルノ及び電磁的記録）の提供要求行為を禁止する規定を新設。

【罰則】 規定に違反：30 万円以下の罰金

#### (2) 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）

青少年が利用する携帯電話端末等の契約に関する規定を新設。

- ① 保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合、規則で定める理由を記載した書面提出の義務化
- ② 事業者に対し、説明書の交付義務化、提出された書面の保存義務化
- ③ ②に違反した事業者への勧告、勧告に従わない場合の公表

#### (3) 青少年（18 歳未満）への罰則適用の見直し

条例の罰則を青少年（18 歳未満）に対しては適用しない旨の規定を新設。

#### (4) 引用条項等の整理

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名及び引用条項を整理。

### 3 施行期日

- (1)、(2)：令和 7 年 1 月 1 日
- (3)：令和 6 年 10 月 7 日（公布日）
- (4)：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

[トップページ](#) > [広島県報](#) > 号外 第19号 (令和6年)

## 号外 第19号 (令和6年)

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年10月7日

### あらまし

[公布された条例のあらまし](#) (PDF/315.7KB)

### 条例

[広島県手数料条例等の一部を改正する条例](#) (PDF/154.5KB)(財政課)

[広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例](#) (PDF/91.3KB)(市町行財政課)

[広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例](#) (PDF/227.5KB)(県民活動課)

[広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例](#) (PDF/87.1KB)(経営革新課)

(以上県法規掲載)

★ 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（県民活動課）

一 改正の理由

青少年の性被害防止対策の強化及び青少年のインターネット利用環境整備を図ることを目的として、新たな規制を導入するなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 淫行等の勧誘等の禁止

何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならないこととし、違反した者に対する罰則を設けることとした。

2 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

何人も、正当な理由なく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととし、違反した者に対する罰則を設けることとした。

3 携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置

保護者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、申出の理由等を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。）を携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならぬこと等の規定を整備した。

4 適用の除外

この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しないこととした。

5 引用条項等の整理

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名及び引用条項を整理した。

三 施行期日等

1 施行期日

- (一) 二 4 の改正 令和六年十月七日
- (二) (一) 及び(三)以外の改正 令和七年一月一日
- (三) 二 5 の改正 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

2 罰則に関する経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十号

#### 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

第一条 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第一章―第七章（略） 第八章 罰則（第四十八条―第五十条） 附則 第四十九条（略）	目次 前文 第一章―第七章（略） 第八章 罰則（第四十八条・第四十九条） 附則 第四十九条（略）

〔適用の除外〕

第五十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

第二条 広島県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第一章―第五章（略） 第五章の二 インターネット利用環境の整備 （第四十二条の二・第四十二条の三） 第六章―第八章（略） 附則 第三十九条（略） 〔淫行等の勧誘等の禁止〕	目次 前文 第一章―第五章（略） 第五章の二 インターネット利用環境の整備 （第四十二条の二） 第六章―第八章（略） 附則 第三十九条（略）

第三十九条の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第三十九条の三 何人も、正当な理由なく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。

(インターネットの利用に係る保護者、事業者等の責務)

第四十二条の二 (略)

2 (略)

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第四十二条の三 携帯電話インターネット接続役務提供者等(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)以下この条において「法」という。)第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者等をいう。以下同じ。)は、法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するとき、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を交付しなければならない。

21 保護者は、法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス(法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)

第四十二条の二 (略)

2 (略)

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

を利用しない旨の申出をするときは、青少年が就労しており、青少年有害情報フィリタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者等）に提出しなければならない。以下同じ。）に提出しなければならない。

3| 携帯電話インターネット接続役務提供者等は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィリタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

4| 保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィリタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィリタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供者等に提出しなければならない。

5| 携帯電話インターネット接続役務提供者等は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィリタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を販売したときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

6| 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者等が第一項、第三項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

7| 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供者等が当該勧告に従わなかつたときは、勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を公表することができる。

8| 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた携帯電話イン

ターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 (略)

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。

2-4 (略)

(罰則)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

5 (略)

一 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項、第三十八条の五又は第三十九条の三の規定に違反した者

二 (略)

6・7 (略)

第六章 (略)

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。

2-4 (略)

(罰則)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第三十八条の三第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

5 (略)

一 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項又は第三十八条の五の規定に違反した者

二 (略)

6・7 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条(第四十二条の二第三項の改正規定を除く。 )の規定 令和七年一月一日

三 第二条(第四十二条の二第三項の改正規定に限る。 )の規定 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十五号) 附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。